

別紙 3

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
801	原状回復等の措置の指示等	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第10条	×ア	建設課管理維持係	
802	通損補償の原因者に対する補償額の負担命令	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第13条	×ア	建設課管理維持係	
803	公園予定地における原状回復等の措置の指示等	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第33条第4項、第10条第2項	×ア	建設課管理維持係	
804	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第238条の4第9項	○	建設課契約管財係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
- ②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの